

川 総 発 第 3 5 号
令和6年12月13日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年10月30日執行の総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（総務課）

総務課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和6年10月25日に開催した公平委員会の報酬について、条例に則り11月21日に振り込みを行ったところでございます。

今後も適正な事務の執行を継続して参ります。

